

自主的避難等対象区域（郡山市）から平成26年3月に自主的避難をした申立人母子について、避難開始が同月になったのは申立人母が自宅から通学していた看護学校の卒業時期を待っていたこと、避難開始までの間も申立人子の夏季休暇等の時期には短期間の避難を繰り返していたこと等を考慮し、平成26年3月の避難開始の合理性を認め、避難費用（引越費用）等の他、平成27年3月分までの避難雑費等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 避難費用（住居費）
（平成26年3月1日から同年3月末日まで）
- 2 避難費用（引越費用）
（平成26年3月1日から同年3月末日まで）
- 3 生活費増加費用（二重生活費用）
（平成24年1月1日から同年4月末日まで）
- 4 避難雑費
（平成24年1月1日から平成27年3月末日まで）

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目（第1記載の期間に限る。）に対する和解金として、金535,083円の支払義務があることを確認する。

（内訳）

- | | |
|-------------------|----------|
| 1 避難費用（住居費） | 168,750円 |
| 2 避難費用（引越費用） | 100,000円 |
| 3 生活費増加費用（二重生活費用） | 15,000円 |
| 4 避難雑費 | 251,333円 |

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（ただし、第1記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立

人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年11月1日

（仲介委員 古澤眞尋）